

## 花火大会のあり方を考える会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、地域活性化や安心安全な花火大会のあり方について協議するため、「花火大会のあり方を考える会」(以下「考える会」という。)を設置するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

## (協議事項)

第2条 考える会は、花火大会のあり方に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

## (組織)

第3条 考える会は委員9人以内をもって組織する。

## (委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者、専門的知識を有する者
- (2) 地域振興及び商業振興等に関わる者
- (3) その他市長が適当と認める者

## (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から第2条に規定する事務が終了する日までとする。

- 2 委員に欠員を生じたときは、市長は速やかに新たに委員を委嘱し、又は任命する。

## (会長等の職務)

第6条 考える会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、考える会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 考える会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 3 考える会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 考える会の庶務は、産業政策部産業観光課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、会長が考える会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月23日から施行する。

(召集の特例)

- 2 この要綱の施行後に最初に開かれる会議は、第7条第1項の規定に関わらず市長が招集する。

(要綱の失効)

- 3 この要綱は、考える会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。